

## DPAT活動の開始基準及び終結基準に係る調査

**<回答欄の種類について>**

薄オレンジ色部分・・・自由記述

**<回答対象について>**

回答していただく**対象者を1列に記載**していますので、よく読んでご回答ください。

### **1. DPATの調整本部設置基準についてお尋ねします。**

1 – 1) 厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）「災害派遣精神医療チーム（DPAT）と地域精神保健福祉システムの連携手法における研究」において、DPAT調整本部の立ち上げ基準（案）が示されています。貴自治体における調整本部の立ち上げ基準として、該当するものにチェックをしてください。（複数選択可）

厚生労働科学研究班が示した調整本部立ち上げ基準（案）

- 自治体内で震度6弱以上（東京都の場合は、23区内において震度5強以上、その他の地域において震度6弱以上）の地震が発生した場合
- 自治体内に津波警報・大津波警報、東海地震注意情報・大雨特別警報のいずれかが発表された場合
- EMIS（広域災害救急医療情報システム 以下EMIS）上、自身の自治体が災害モードに切り替わった場合
- 自治体内に、DMAT調整本部が立ち上がった場合
- その他、自治体内における精神保健医療福祉体制に障害をきたす場合

その他の基準

- 犯罪事件、航空機・列車事故等、集団災害（自然災害以外）が発生した場合
- 自治体内に、保健医療調整本部が立ち上がった場合
- その他
- 基準はない

1 – 2) DMAT調整本部／保健医療調整本部が立ち上がった場合を選んだ方は、その基準を以下に記載してください。

1 – 3) その他を選んだ方は、その内容を以下に記載してください。

### **2. DPATの派遣要請基準についてお尋ねします。**

2 – 1) DPAT活動マニュアルにおいて、DPAT派遣要請の目安がありますが、貴自治体におけるDPAT派遣要請の基準として、該当するものにチェックをしてください。（複数選択可）

DPAT活動マニュアルに示されているDPAT派遣要請基準

- 管下の精神科医療機関が被災し、診療の継続（一部継続不可も含む）が困難であることが想定される場合
- 管下の都道府県等において、多数の者が継続的に避難を必要とする場合（地震・津波・河川氾濫・土砂災害等で一定期間避難生活を余儀なくされる場合）
- 管下の都道府県等において、多数の者が生命又は身体に危害を受ける、又は受けれるおそれが生じている場合（火山噴火・雪崩等で多数の死者や負傷者が発生している場合）

その他の基準

- 管下の市町村において、避難所が設置された場合
- DMAT等他の支援チーム等からの派遣依頼があった場合
- 上記以外でDPAT統括者が、派遣要請が必要と判断した場合
- その他
- 基準はない

2 – 2) その他を選んだ方は、その内容を以下に記載してください。

### **3. DPAT活動終結の判断についてお尋ねします。**

3-1) DPAT活動要領には、活動終結の目安が記載されています。また、厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）「災害派遣精神医療チーム（DPAT）と地域精神保健福祉システムの連携手法における研究」において、DPAT活動終結として、基準（案）が示されました。貴自治体におけるDPAT活動終結の判断として、該当するものにチェックをしてください。（複数選択可）

厚生労働科学研究班が示した活動終結の基準（案）

- DPAT活動における処方数、相談件数の推移
- 避難所の開設状況や、避難者数の推移
- 近隣精神科医療機関の診療機能の回復状況
- ライフライン、道路、公共交通機関の復旧状況
- 市町村、管轄保健所、精神保健福祉センターの意見
- 地域の精神科医療関係者の意見

その他の基準

- 1-SPEEDデータから、総合的に判断
- 病院支援が終了したとき
- DPAT活動後の精神保健医療ニーズに対応できる体制が整ったとき
- DPAT活動の引き継ぎが完了したとき
- その他
- 基準はない

3-2) その他を選んだ方は、その内容を以下に記載してください。

### **4. DPATの活動終結後についてお尋ねします。**

4-1) DPATの活動終結後はどこが引き継ぐことになりますか。（複数選択可）

- 精神科医療機関
- 精神保健福祉センター
- 保健所
- 市町村
- その他

4-2) その他を選んだ方は、その内容を以下に記載してください。

### **5. DPATの調整本部撤収基準についてお尋ねします。**

5-1) 現在、DPAT調整本部撤収基準を示しているマニュアル等はありませんが、貴自治体において、DPAT調整本部の撤収基準は設けていますか。（複数選択可）

- DPAT活動終結の判断と同じ
- DMAT調整本部が撤収した時期
- 保健医療調整本部が撤収した時期
- EMIS上、自身の自治体の災害モードが解除された場合
- その他
- 基準はない

5-2) DMAT調整本部／保健医療調整本部が撤収した時期を選んだ方は、それらの撤収基準があれば以下に記載してください。

5-3) その他を選んだ方は、その内容を以下に記載してください。